

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当 号)	担当局	担当課
令和7年 12月11 日	令和7年 12月25 日	市民局の不存在による非公開決定(令和7年12月10日付大市民第 582号)の決定理由は次の通りとなっています。 アンケートの結果は、各事業の見直しや改善に繋げるために使用するが、従前から区民アンケートは、すべての区で統一的手法のもと無作為抽出した区民に対してアンケートを行った結果であり、施策を進めるうえでの参考資料として役立てているとの共通認識が、実施決議を行っている区長会議(所管は人事・財政部会)において、図られており、同会議において議論になることもなかったことから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 ここでの「同会議において議論になることもなかった」というのは、「共通認識が図られている」ことを前提に、「区民アンケートの結果を『各事業の見直しや改善に繋げる』ことができるというはいかなる根拠によるものであるのか」に関する議論がなされなかったという意味です。 11月26日の公開請求には次のとおり記載しています。 ----- ここには「施策を進めるうえでの参考資料として役立てているとの共通認識が区長会議において図られており」と記載されています。「共通認識が図られている」との説明は、行政内部における合意形成または意思決定の存在を示唆するものであり、それが区長会議という合議体において形成されたものであるならば、当該「共通認識」の具体的内容や形成過程を示す文書(議事録、配布資料、決裁文書、報告書等)が存在しないはずがありません。 この「共通認識」の具体的内容や形成過程を示す文書を公開してください。特に上記の不存在理由に記載されている「施策を進めるうえでの参考資料として役立てている」に関して、「役立てている」の具体的内容や、役立てることができるかと判断する根拠が分かる文書を公開してください。なお、「区政に関する区民アンケート」の目的である「全区共通的に取り組んでいくべき今日的な課題のうち、区民のニーズ・意見を把握する必要がある項目について、今後の施策・事業の見直しや改善のため、無作為抽出した区民に対してアンケートを実施する。」は、この区長会議における「共通認識」を基礎として成立していますが、仮に請求対象文書が存在しないという場合、これまでも指摘しているとおり「解釈、運用の手引き」にある「説明責任を果たす観点」からの理由付記を求めます。つまり、文書不存在であっても、区民アンケートの目的を上記のとおりとすることができるということをどのように説明するのかということが請求人に理解可能なように記載してください。この点は総務局情報公開グループにも指摘していますが、一向に改まりません。 (此花区役所所管分)	不存在	号	此花区役所	総務課 政策共創課